

情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会の
設置等について（案）

情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会（仮称）について（案）

平成 21 年 7 月 6 日
平成 22 年 ○ 月 ○ 日 改正
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成 12 年政令第 555 号）第 2 条の規定に基づき、情報通信技術の利活用を阻むような規制・制度・慣行、サービスの仕組みそのものの在り方や運用等の洗い出しを行い、国民にとって利益となる形で抜本的に見直すために必要な調査（以下「調査」という。）を行うため、情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会（仮称）（以下「専門調査会」という。）を置く。
- 2 専門調査会の会長は、委員の互選による。
- 3 専門調査会は、企画委員会（「企画委員会の設置について」（平成 22 年 3 月 19 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定））が示す方針に沿って調査を行い、その結果について企画委員会に報告する。
- 4 専門調査会は、関係機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 専門調査会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 6 専門調査会の庶務は、内閣官房において処理する。
- 7 前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議について（案）

平成14年（2002年）9月18日
平成15年（2003年）3月31日改正
平成15年（2003年）7月2日改正
平成16年（2004年）4月5日改正
平成16年（2004年）5月20日改正
平成17年（2005年）2月24日改正
平成17年（2005年）5月30日改正
平成19年（2007年）4月5日改正
平成22年（2010年）3月19日改正
平成22年（2010年）〇月〇日改正
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成12年政令第555号）第4条の規定に基づき、関係行政機関相互の緊密な連携の下、政府全体として情報化推進体制を確立し、行政の情報化等を一層推進することにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。
- 2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長は、必要があると認める場合は、構成員及びオブザーバーを追加することができる。

議	長	内閣官房副長官補	
副	議	長	総務省行政管理局長
構	成	員	内閣法制局総務主幹
			人事院事務総局総括審議官
			内閣府大臣官房長
			宮内庁長官官房審議官
			公正取引委員会事務総局官房総括審議官
			警察庁情報通信局長
			金融庁総務企画局総括審議官
			消費者庁次長
			総務省大臣官房長
			法務省大臣官房審議官
			外務省大臣官房長

財務省大臣官房長
文部科学省大臣官房長
厚生労働省大臣官房長
農林水産省大臣官房長
経済産業省事務次官
国土交通省総合政策局長
環境省大臣官房長
防衛省運用企画局長
オブザーバー 衆議院事務局庶務部長
参議院事務局庶務部長
国立国会図書館総務部長
最高裁判所事務総局情報政策課長
会計検査院事務総局次長
日本銀行理事

- 3 連絡会議に幹事会を置く。幹事会は関係機関の職員で議長の指名する官職にあるものによって構成する。
- 4 連絡会議は、連絡会議において決定されるもののうち重要なものについて、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部企画委員会（以下この項において「企画委員会」という。）に報告した上で、企画委員会の示す方針に沿って決定を行わなければならない。
- 5 連絡会議の庶務は、総務省行政管理局の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

企画委員会の設置について（案）

平成 22 年 3 月 19 日
平成 22 年 6 月 ● 日 改正
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重要事項の検討、施策の進捗管理等を行うため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、企画委員会を置く。
- 2 企画委員会の構成員は、次のとおりとする。
座長 内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
委員 国家戦略室及び関係府省の副大臣又は大臣政務官であって座長が指名する者
- 3 座長は、必要があると認められるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 4 企画委員会は、専門の事項を調査させる必要があるときは、その決定により、タスクフォースを置くことができる。
- 5 企画委員会は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成 12 年政令第 555 号）第 2 条の規定に基づく専門調査会、タスクフォース及び各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の運営状況についての報告及びこれら会議の報告書等の提出を受ける。
- 6 企画委員会に幹事を置く。幹事は、座長並びに国家戦略室、内閣府、総務省及び経済産業省の副大臣又は大臣政務官とする。内閣府の副大臣又は大臣政務官にあつては、IT 政策を担当する者とする。
- 7 企画委員会の庶務は、総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 8 前各項に掲げるもののほか、企画委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

評価専門調査会及びデジタルグローバルビジョン専門調査会
の廃止について(案)

〔平成 22 年 6 月 〇 日〕
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定

評価専門調査会（平成 18 年 6 月 1 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）及びデジタルグローバルビジョン専門調査会（平成 21 年 7 月 6 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を廃止する。

附則 この決定は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会（仮称）について（案） 新旧対照表

変更後	変更前
<p><u>情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会（仮称）</u>について</p> <p>1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成 12 年政令第 555 号）第 2 条の規定に基づき、<u>情報通信技術の利活用を阻むような規制・制度・慣行、サービスの仕組みそのものの在り方や運用等の洗い出しを行い、国民にとって利益となる形で抜本的に見直すために必要な調査（以下「調査」という。）を行うため、情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会（仮称）（以下「専門調査会」という。）を置く。</u></p> <p>（削除）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>専門調査会は、企画委員会（「企画委員会の設置について」（平成 22 年 3 月 19 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定））が示す方針に沿って調査を行い、その結果について企画委員会に報告する。</u></p>	<p><u>デジタル利活用のための重点点検専門調査会</u>について</p> <p>1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成 12 年政令第 555 号）第 2 条の規定に基づき、<u>デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行、サービスの仕組みそのものの在り方や運用などを国民にとって利益となる形で抜本的に見直すための点検（以下「点検」という。）を実施するため、デジタル利活用のための重点点検専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>専門調査会の委員は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命（当該委員が高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員の場合にあっては、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長が指名）する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（新設）</p>

<p>4・5 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>6</u> 専門調査会の庶務は、内閣官房において処理する。</p> <p><u>7</u> (略)</p>	<p>4・5 (略)</p> <p><u>6</u> <u>専門調査会は、点検に当たり専門の事項を調査させる必要があるときは、その決定により、分科会を設置することができる。</u></p> <p><u>7</u> <u>分科会に属すべき専門調査会の委員は会長が指名する。分科会に座長を置き、座長は専門調査会に属する委員のうちから会長が指名する。会長は、専門調査会の委員のほか、構成員として分科会に属する者を委嘱することができる。</u></p> <p><u>8</u> 専門調査会の庶務は、<u>総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。</u></p> <p><u>9</u> (略)</p>
--	--

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議について（案） 新旧対照表

変更後	変更前
<p>各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議について</p> <p>1～3 （略）</p> <p><u>4 連絡会議は、連絡会議において決定されるもののうち重要なものについて、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部企画委員会（以下この項において「企画委員会」という。）に報告した上で、企画委員会の示す方針に沿って決定を行わなければならない。</u></p> <p><u>5・6</u> （略）</p>	<p>各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議について</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>4・5</u> （略）</p>

企画委員会の設置について（案） 新旧対照表

変更後	変更前
企画委員会の設置について	企画委員会の設置について
1～4 （略）	1～4 （略）
5 企画委員会は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成12年政令第555号）第2条の規定に基づく専門調査会、タスクフォース及び各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の運営状況についての報告及びこれら会議の報告書等の提出を受ける。	5 企画委員会は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成12年政令第555号）第2条の規定に基づく専門調査会及びタスクフォースの運営状況についての報告及びこれら会議の報告書等の提出を受ける。
6～8 （略）	6～8 （略）